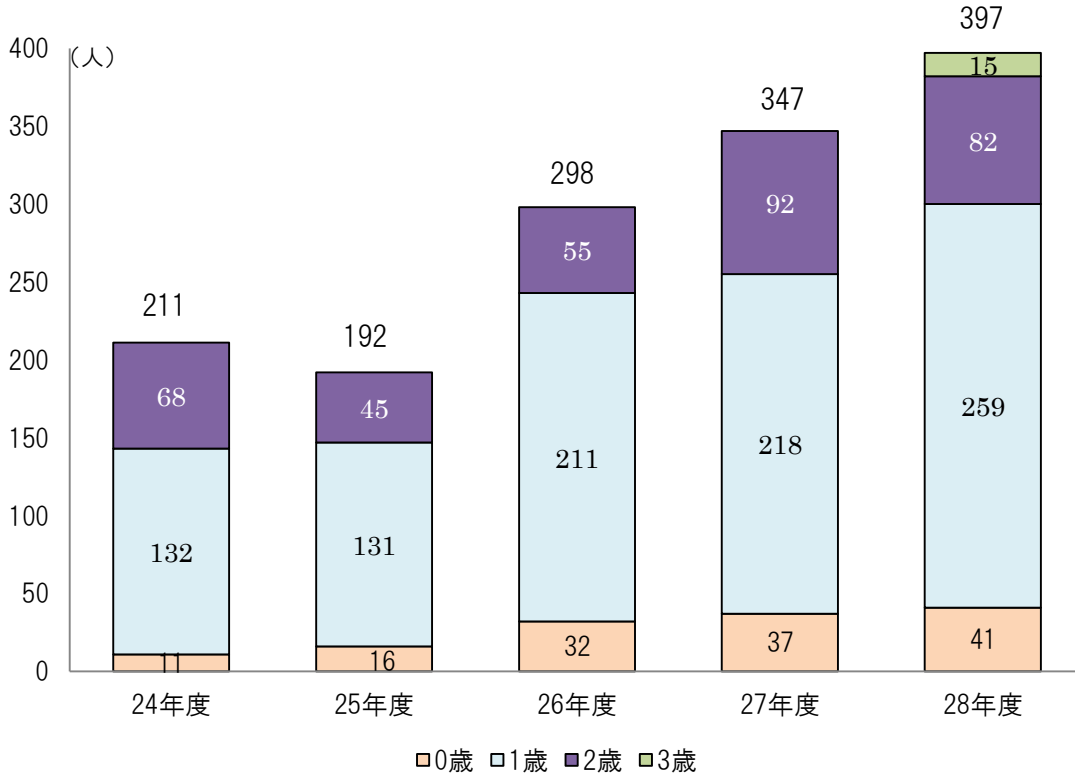
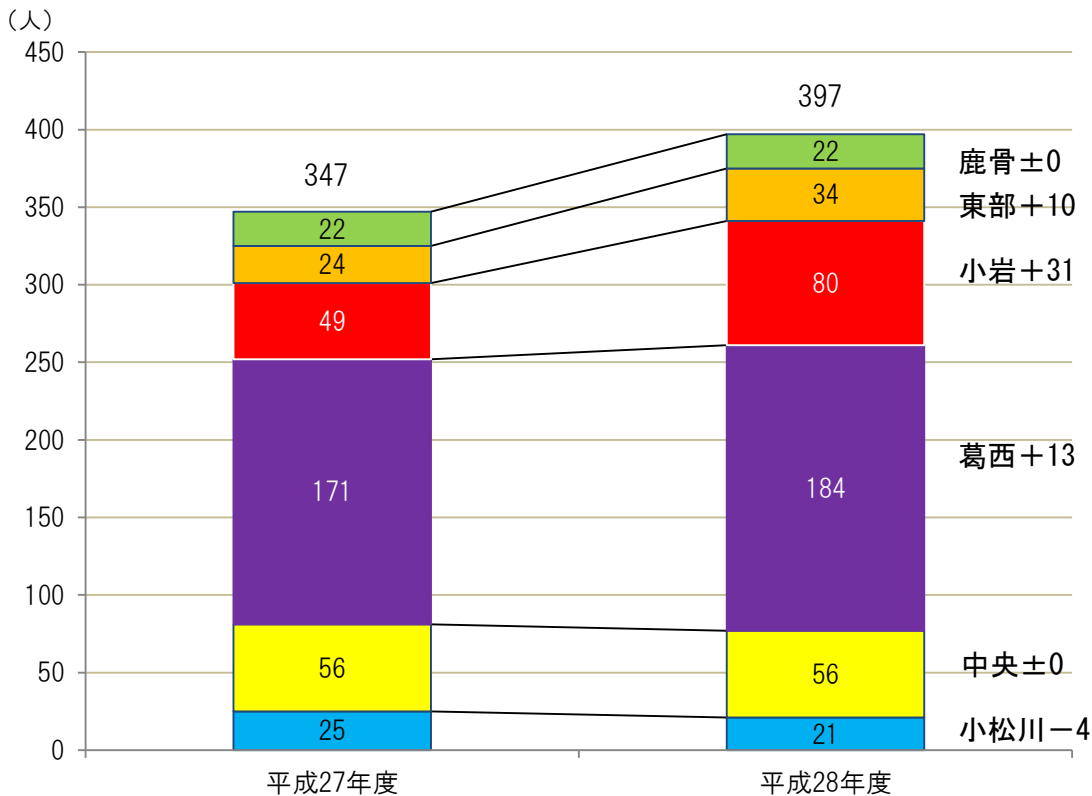


江戸川区の待機児童の状況と取組み

1. 待機児童数の推移



2. 地区別待機児童数



3. 江戸川区の取組み（待機児童対策）

（1）平成28年4月1日の保育施設の整備数

No	園名	区分	増加定員数
1	わんぱくすまいる保育園	認可保育園【新規】	72名
2	グローバルキッズ 南葛西園		46名
3	船堀わんぱく保育園（7月1日開園）		102名
4	つくしんぼ保育園	認可保育園【認証からの移行】	70名
5	ピノキオ幼児舎ゆめのご保育園		30名
6	若葉インターナショナル幼保園瑞江園		30名
7	プレスクール第2 仲よしこども園	認定こども園【認証からの移行】	29名
8	Kid's Patio ひがしこまつがわ園	小規模保育事業【新規】	19名
9	ソレイユナーサリー平井		15名
10	ベイビーピース		19名
11	にっこりハウス	小規模保育事業【認証からの移行】	-5名
12	ひろば共同保育所	小規模保育事業【保育室からの移行】	4名
13	アゼリーアネックス保育園	事業所内保育事業【新規】	19名
合 計			450名

（2）定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、面積基準、保育士の配置基準といった児童福祉施設の最低基準を満たしたうえで、市区町村が待機児童解消等のため、定員を超えて入所できるようにすることをいいます。

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計	
定員の弾力化数	+4	+75	+85	+15	+28	+207	(H28.7)

（3）私立幼稚園の預かり保育事業の推進

私立幼稚園の在園児に対して、通常の教育時間（概ね9時～14時）の前後に預かり保育を実施することで、3歳児以降の保育需要に対応する事業です。

区独自に補助対象とする預かり保育事業の内容

区 分	具体的内容
預かり保育時間	通常の教育時間を含め8時間以上
預かり保育実施日	年間220日以上（春休み・夏休み・冬休み期間の実施も含む）
預かり保育実施園	14園 / 全39園

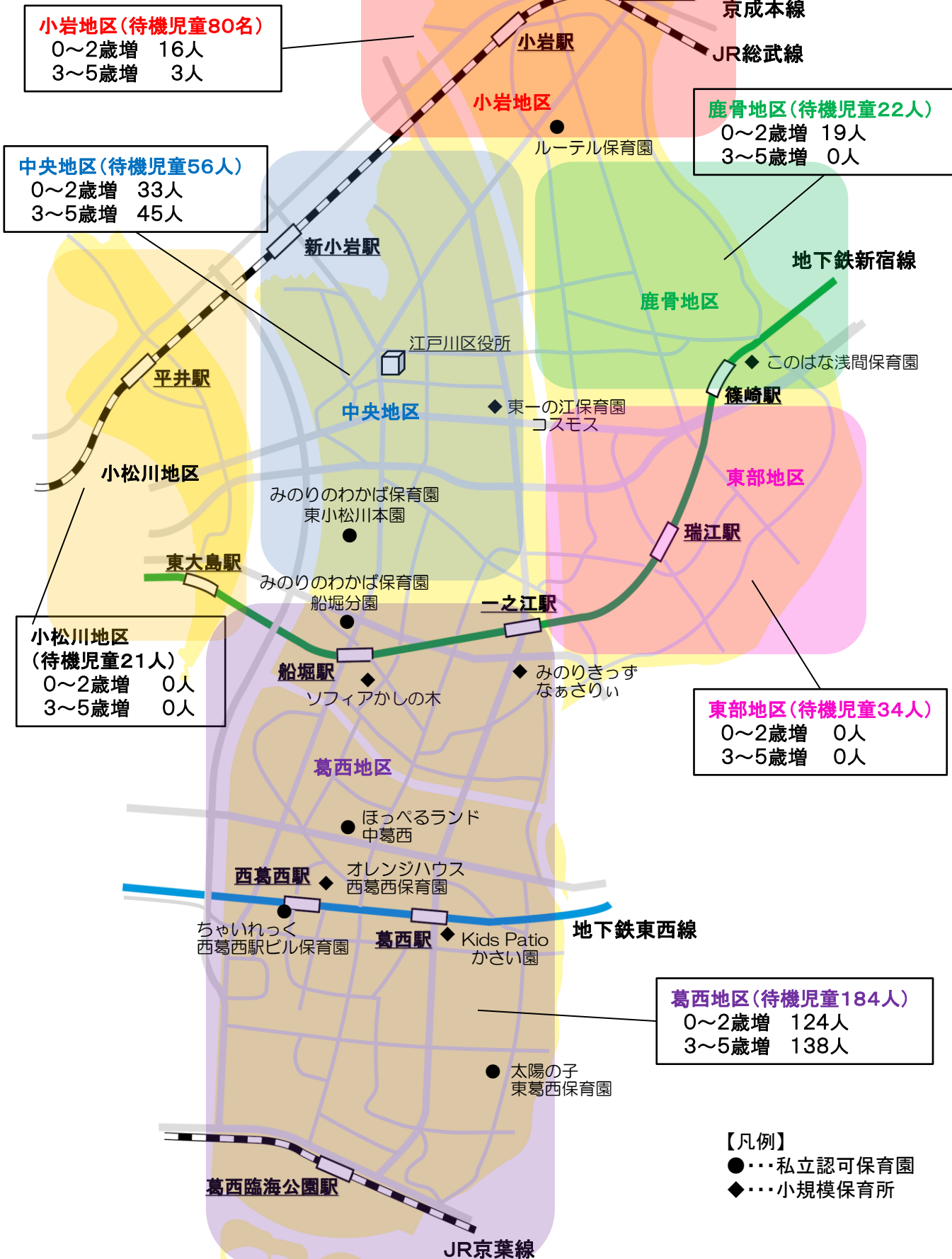
上記条件以外の預かり保育を実施している園も23園あります。

（4）平成30年4月1日の保育施設の開設にむけて

区内を11のエリアに分け、私立認可保育園を設置するため、保育事業者の公募を実施しています。

締切日	提案状況	定員増加数
第1次募集（平成28年9月30日）	6事業者の提案 4園選定	368名
第2次募集（平成28年11月30日）	公募中	未定
第3次募集（平成29年2月28日）		未定

新設保育所等の地区について
(平成29年4月1日現在)



小岩地区(待機児童80名)
0~2歳増 16人
3~5歳増 3人

鹿骨地区(待機児童22人)
0~2歳増 19人
3~5歳増 0人

中央地区(待機児童56人)
0~2歳増 33人
3~5歳増 45人

小松川地区(待機児童21人)
0~2歳増 0人
3~5歳増 0人

東部地区(待機児童34人)
0~2歳増 0人
3~5歳増 0人

葛西地区(待機児童184人)
0~2歳増 124人
3~5歳増 138人

平成29年度 新設保育所等の利用定員の設定について

()は平成28年4月1日の定員

(1) 認可保育園【新設】227名増

No	所在地	園名(仮称)	3号			2号		計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1	東小松川3丁目	みのりのわかば保育園 東小松川本園	4	5	5	15	30	59
2	中葛西1丁目	ほっぺるランド中葛西	9	15	15	23	46	108
3	東葛西7丁目	太陽の子 東葛西保育園	6	9	9	12	24	60
計			19	29	29	50	100	227

(2) 認可保育園【認証保育所から移行】22名増

No	所在地	園名(仮称)	3号			2号		計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1	船堀1丁目	みのりのわかば保育園 船堀分園	9 (5)	10 (15)	10 (9)	(1)		29 (30)
2	西葛西6丁目	ちゃいれっく西葛西駅ビル保育園	3 (15)	18 (17)	18 (18)	18 (10)	36 (10)	93 (70)
計			12 (20)	28 (32)	28 (27)	18 (11)	36 (10)	122 (100)

みのりのわかば保育園 船堀分園は、「こどもトレイン保育園」(認証保育所)が移行したものととなります。

(3) 認可保育園【区立保育園の民営化】

No	所在地	園名(仮称)	3号			2号		計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1	北小岩5丁目	北小岩おひさま保育園		15 (15)	23 (20)	25 (25)	51 (54)	114 (114)
計				15 (15)	23 (20)	25 (25)	51 (54)	114 (114)

(4) 認可保育園【園舎の建替え】19名増

No	所在地	園名(仮称)	3号			2号		計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1	南小岩3丁目	ルーテル保育園	8 0	16 (14)	18 (15)	19 (16)	38 (35)	99 (80)
計			8 0	16 (14)	18 (15)	19 (16)	38 (35)	99 (80)

(5) 小規模保育事業【新規】110名増

No	所在地	園名(仮称)	3号			2号		計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1	西一之江2丁目	東一の江保育園こすもす	3	8	8			19
2	篠崎町2丁目	このはな浅間保育園	5	7	7			19
3	船堀6丁目	ソフィア かしの木	3	6	6			15
4	西瑞江5丁目	みのりきっずなあさりい	3	8	8			19
5	西葛西5丁目	おれんじハウス西葛西保育園	3	8	8			19
6	東葛西6丁目	Kid's Patio かさい園	5	7	7			19
計			22	44	44			110

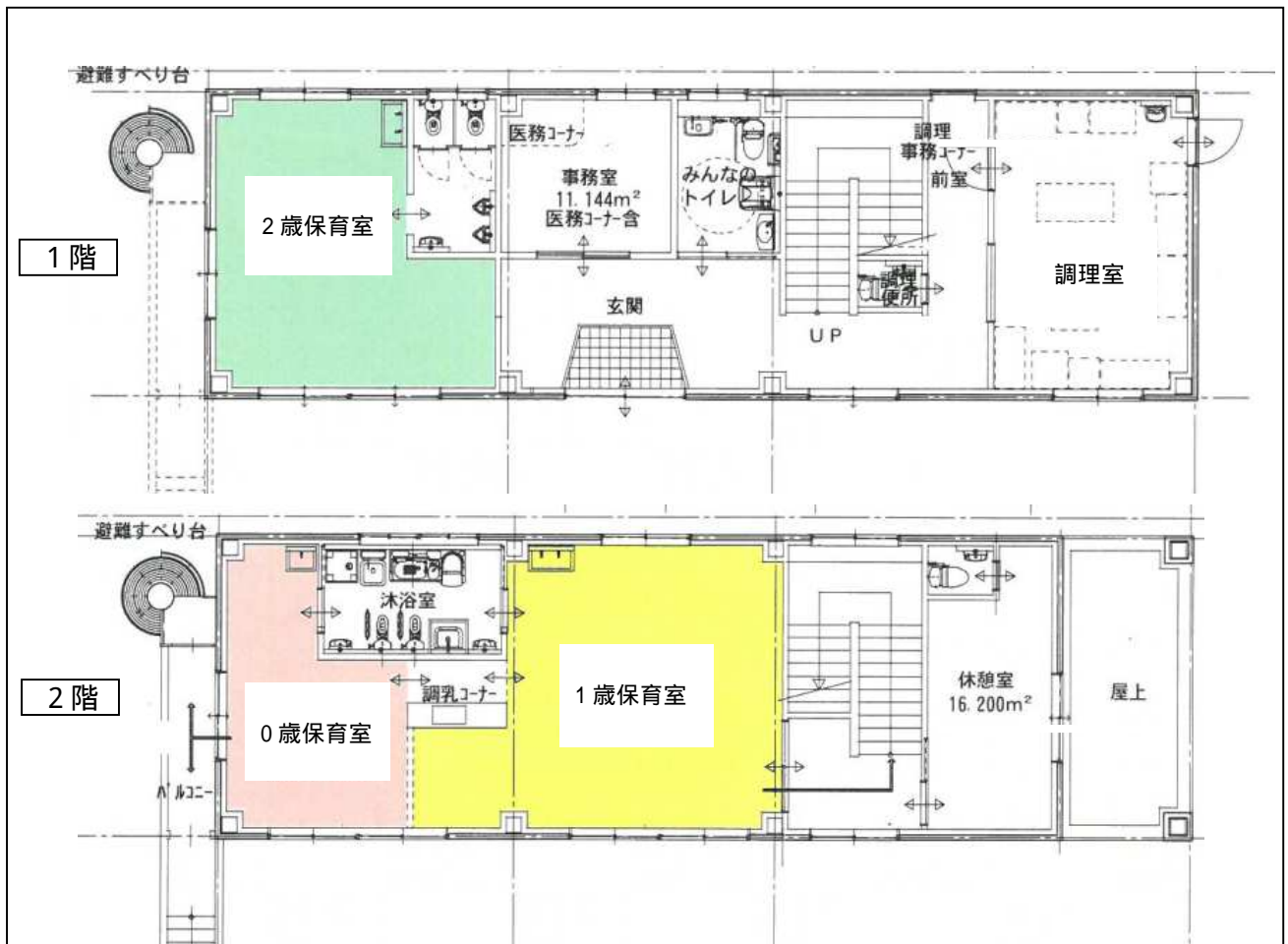
子ども・子育て支援法第77条により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くこととなっています。

地域型保育事業の施設の概要（予定）について（平成 29 年 4 月 1 日開設）

1. 小規模保育事業 A 型

（仮称）東一の江保育園こすもす		
保 育 所 の 概 要	住 所	江戸川区西一之江 2 - 2 8 - 1 8
	定 員	1 9 名（0 歳児 3 名、1 歳児 8 名、2 歳児 8 名）
	保育時間	7 時 3 0 分 ~ 1 9 時 3 0 分 保育標準時間 7 時 3 0 分 ~ 1 8 時 3 0 分 延長保育 1 8 時 3 0 分 ~ 1 9 時 3 0 分
	職 員 数	園長 1 名、保育士 6 名（必要保育士数 5 名）調理員 1 名
	園 長	澤田 美千恵
	保育理念	家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護および教育を一体的に行い、全人的、調和的な成長発達を目指す。
運 営 事 業 者	事業者名	学校法人田澤学園
	所在地	江戸川区西一之江 2 - 2 8 - 1 8
	設 立	昭和 6 2 年 4 月 1 日
	主な事業内容	幼稚園の設置運営
	保育所等 運営実績	私立幼稚園 1 か所（江戸川区：東一の江幼稚園）

【平面図】



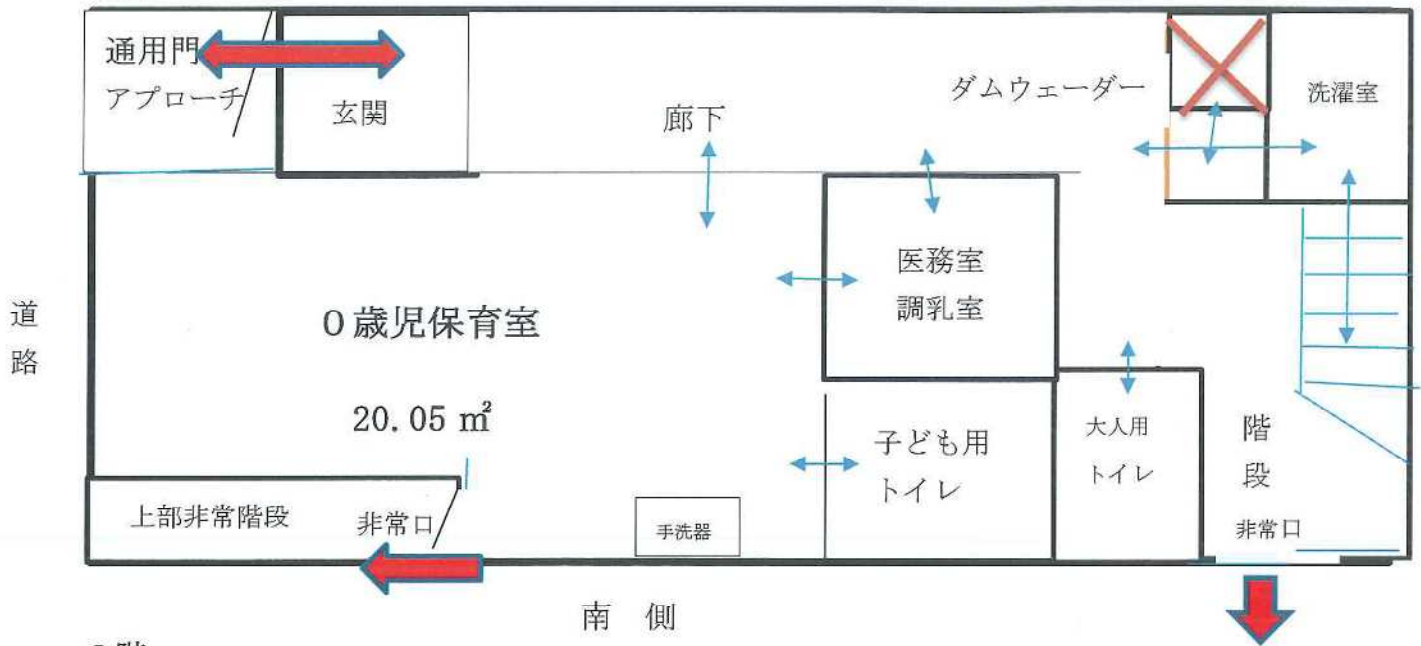
(仮称)このはな浅間保育園		
保 育 所 の 概 要	住 所	江戸川区篠崎町 2 - 5 (新設のため住居表示未定)
	定 員	19名(0歳児 5名、1歳児 7名、2歳児 7名)
	保育時間	7時30分～19時30分 保育標準時間 7時30分～18時30分 延長保育 18時30分～19時30分
	職 員 数	園長1名、保育士7名(必要保育士数5名)、調理員 2名
	園 長	橋岡 慶子
	保育理念	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人を大切に、将来を見据えての成長を温かく守り、豊かな人間性を持った子どもの育成をする。 ・低年齢時期の人間形成の大切な時期に豊かな愛情の中で、確かな信頼関係を構築し、心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を伸ばしていく。 ・子どもの成長発達を保護者とともに共感し、成長を喜び合う中で、子育ての楽しさを味わい、ともに成長し、尊敬できる関係づくりをする。
運 営 事 業 者	事業者名	学校法人江戸川富士学園
	所在地	江戸川区上篠崎 1 - 22 - 11
	設 立	平成元年10月2日
	主な事業内容	幼稚園の設置運営
	保育所等 運営実績	私立幼稚園 1か所(江戸川区：浅間幼稚園)

【平面図】

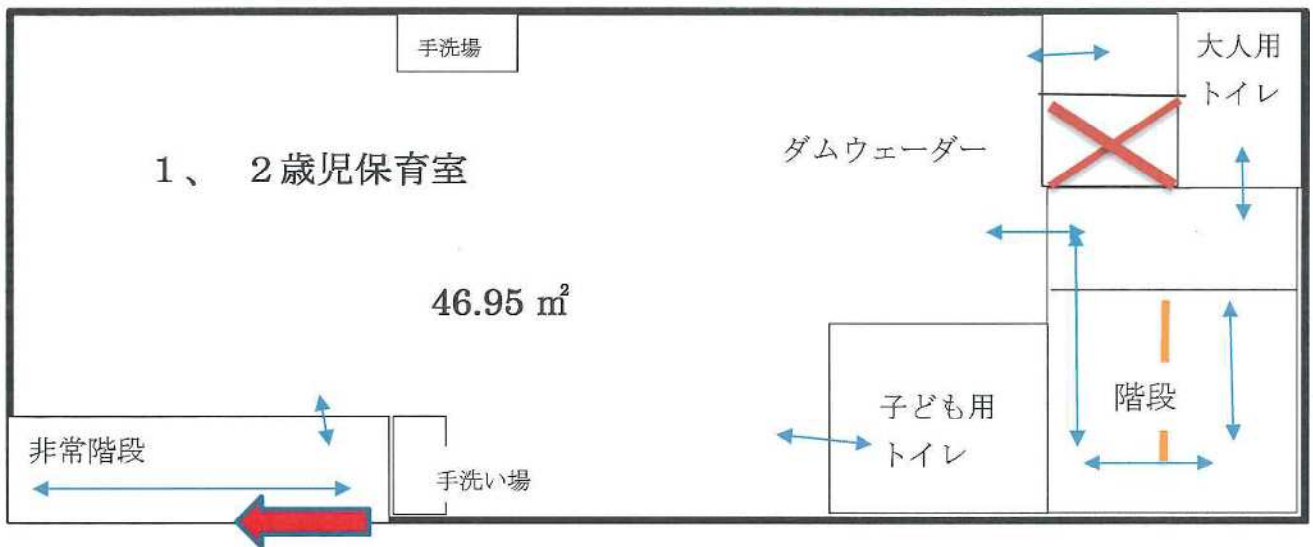
別紙参照

このはな浅間保育園園舎図

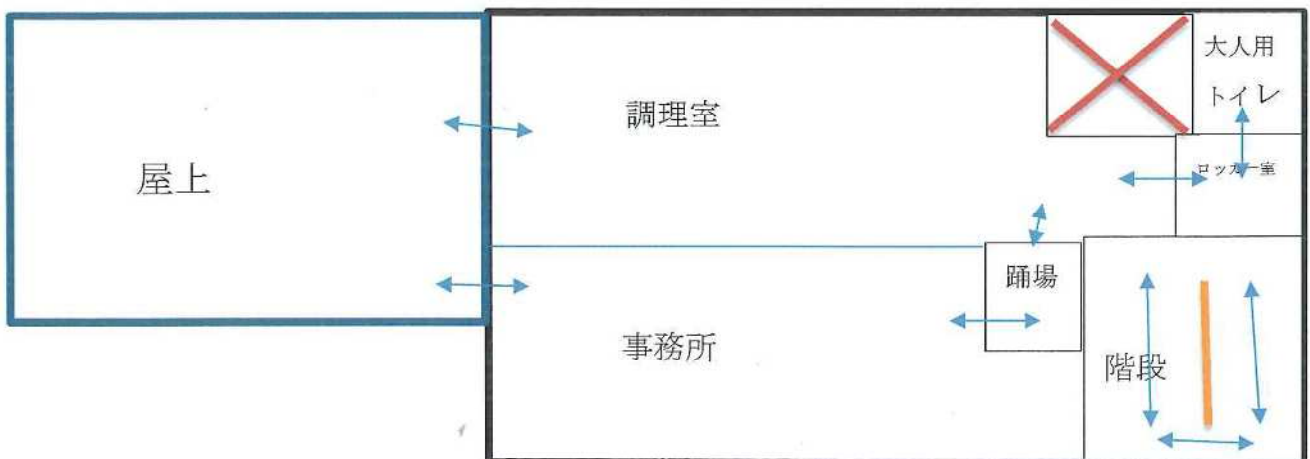
1階



2階

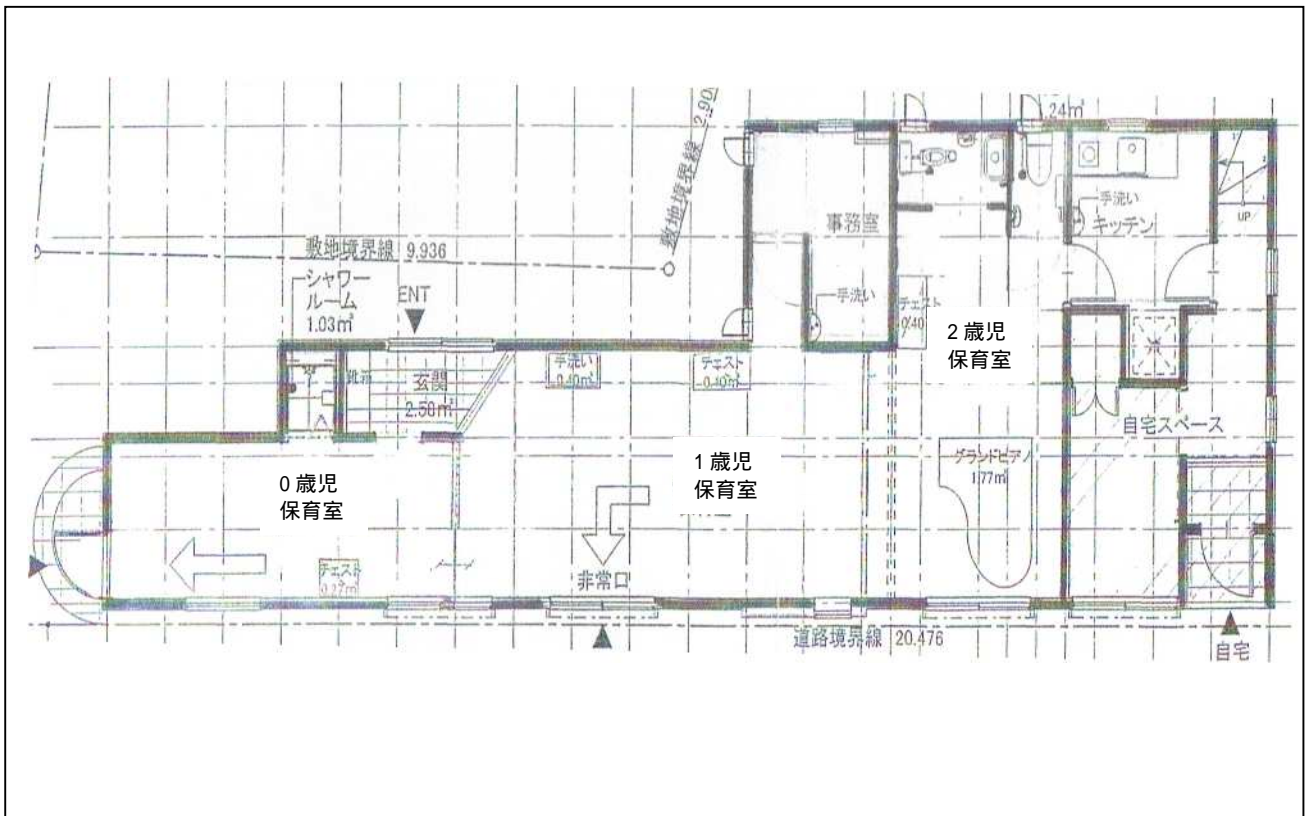


3階



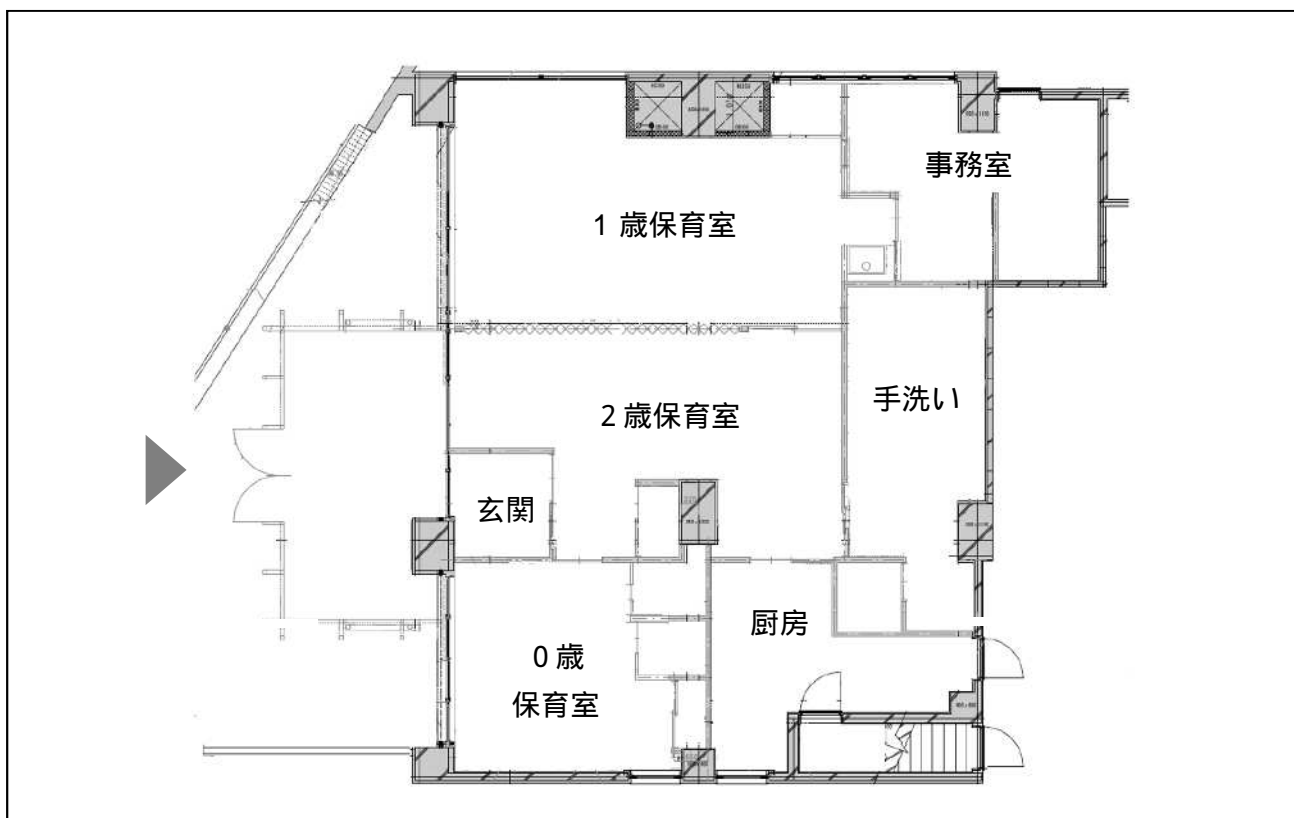
(仮称)ソフィアかしの木		
保育所の概要	住 所	江戸川区船堀 6 - 3 - 3
	定 員	15名(0歳児 3名、1歳児 6名、2歳児 6名)
	保育時間	7時15分～19時15分 保育標準時間 7時15分～18時15分 延長保育 18時15分～19時15分
	職員数	園長 1名、保育士 5名(必要保育士数4名) 調理員 1名、看護師 1名
	園 長	永田 幸枝
保育理念	養護と教育の調和を図り、ひとりひとりの個性を尊重し、望ましい未来への基礎を培う。	
運営事業者	事業者名	株式会社エイチツー
	所在地	江戸川区船堀 6 - 3 - 3
	設 立	平成25年1月11日
	主な事業内容	保育サービスの提供
	保育所等運営実績	認可外保育施設 1か所(江戸川区:かしの木保育所)

【平面図】



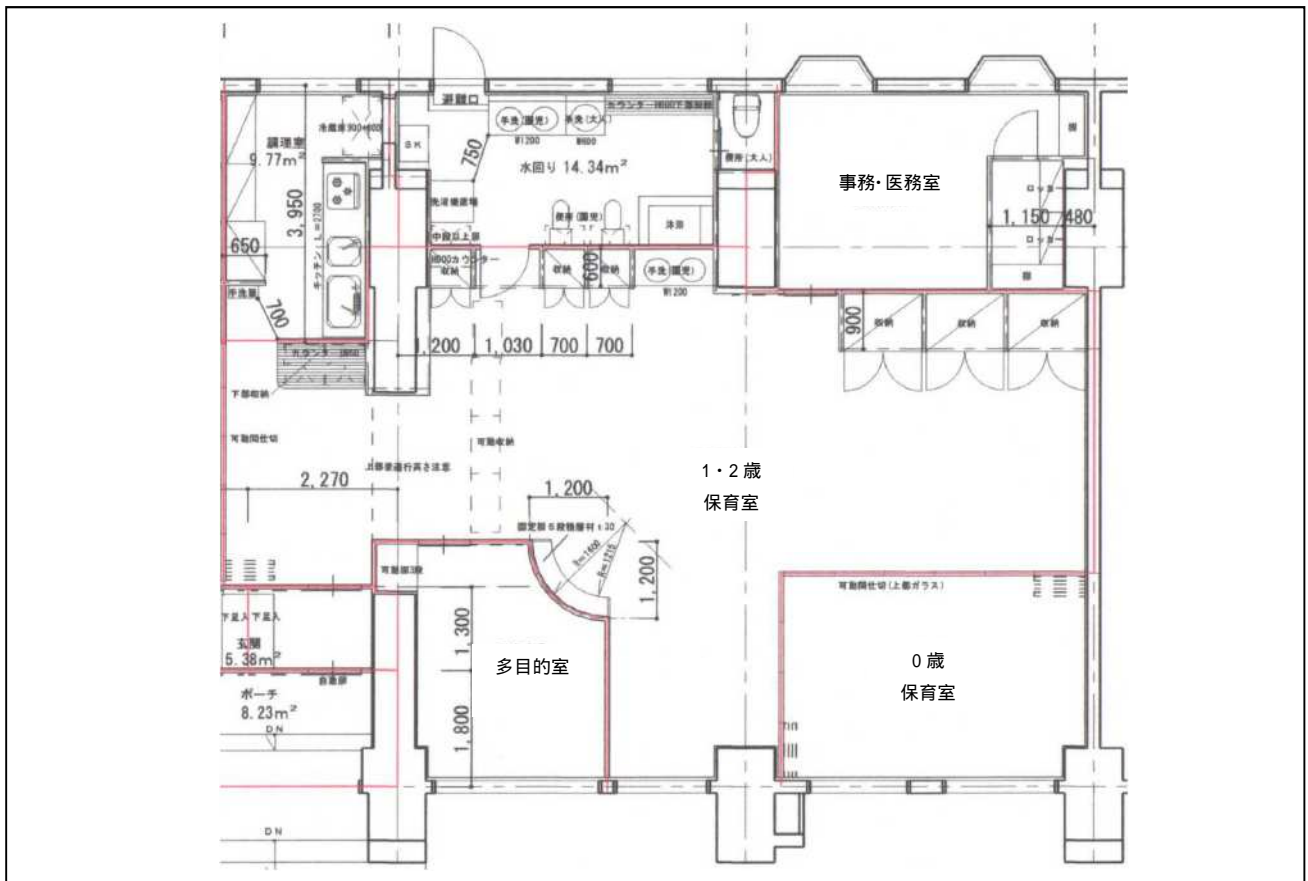
(仮称)みのりきっずなあさりい		
保育所の概要	住 所	江戸川区西瑞江5 - 7 - 3 1F
	定 員	19名(0歳児 3名、1歳児 8名、2歳児 8名)
	保育時間	7時30分～19時30分 保育標準時間 7時30分～18時30分 延長保育 18時30分～19時30分
	職員数	園長 1名、保育士 10名(必要保育士数 5名) 調理員 1名
	園 長	品川 麻由美
	保育理念	“人間の基礎をつくるのに最も大切な時期のお子様”をお預かりすることの重大使命を、第一義としております。 「子ども達の幸せの為の保育」 何よりも生命を大切にできる子どもに。そして、自ら伸びようとする力を引き出し、心も体も、すくすく元気なみのりっこに。
運営事業者	事業者名	株式会社野本プロジェクト
	所在地	東京都江東区南砂3 - 8 - 1 1205
	設 立	平成28年4月1日
	主な事業内容	保育所の運営
	保育所等運営実績	認証保育所 1か所(江戸川区:みのり保育園)

【平面図】



(仮称)おれんじハウス西葛西保育園		
保育所の概要	住所	江戸川区西葛西5-8-3 小島町二丁目団地3号棟1F
	定員	19名(0歳児 3名、1歳児 8名、2歳児 8名)
	保育時間	7時30分～19時30分 保育標準時間 7時30分～18時30分 延長保育 18時30分～19時30分
	職員数	園長：1名、保育士：9名(必要保育士数：5名) 調理員：1名
	園長	三浦 かわり
	保育理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりと向き合い、家庭的な雰囲気での保育を行う。 ・子どもの気持ち、意思を尊重する等、子どもとのコミュニケーションを大事に保育を行う。 ・室内だけに留まらず、自然に触れる、遊具を使っての遊び、地域交流等を通して様々な興味、関心を持たせる。
運営事業者	事業者名	特定非営利活動法人おれんじハウス
	所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町1178-17
	設立	平成25年4月1日
	主な事業内容	保育所の運営
	保育所等運営実績	小規模保育所 4か所(神奈川県横浜市)

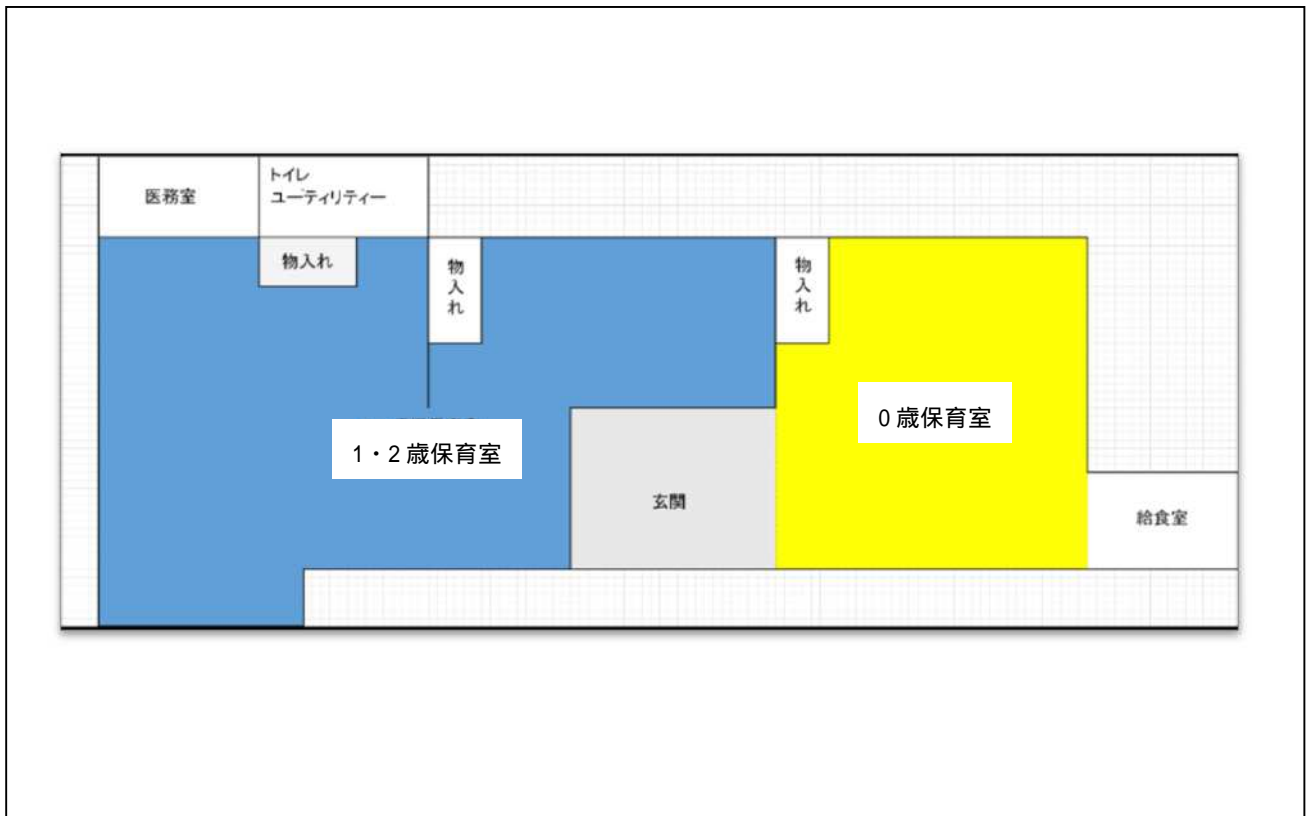
【平面図】



2 . 小規模保育事業 B型

(仮称) Kid's Patio かさい園		
保育所の概要	住 所	江戸川区東葛西6 - 22 - 8 1F
	定 員	19名(0歳児 5名、1歳児 7名、2歳児 7名)
	保育時間	7時30分～19時30分 保育標準時間 7時30分～18時30分 延長保育 18時30分～19時30分
	職 員 数	園長 1名、保育従事者数7名(必要保育従事者数5名) 調理員 1名
	園 長	川崎 彩香
	保育理念	・子ども一人ひとりの個性を尊重し、心身共に健やかに育む。 ・子どもの最善の利益を保障する。
運営事業者	事業者名	株式会社かえで
	所在地	千葉県千葉市花見川区幕張町5 - 498 - 2
	設 立	平成19年12月3日
	主な事業内容	保育所の設置運営
	保育所等運営実績	小規模保育所 5か所(江戸川区: Kid's Patio ひがしこまつがわ園、豊島区、千葉市、千葉県佐倉市、埼玉県川口市)

【平面図】



「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況

1. 教育・保育事業

事業概要	将来的には少子化が予想されているが、現時点での待機児童の状況を踏まえ、保育事業者の動向、本区の地域特性・財政負担等を勘案し、計画的に幼稚園、保育園の受入数を検討していく。
------	---

待機児童数(各年4月1日現在)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳	347	382	—	—	—
3～5歳	0	15	—	—	—
合計	347	397	—	—	—

1号(3～5歳) ※幼稚園		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量		10,903	10,795	10,709	10,558	10,339
私立幼稚園 区立幼稚園 認定こども園	受入枠①	12,048	11,848	11,674	11,604	11,534
	実績②	9,848	—	—	—	—
	増減②-①	-2,200	—	—	—	—

2号(3～5歳) ※保育園等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量		5,758	5,701	5,655	5,576	5,461
認可保育園 認定こども園	計画①	6,605	6,715	6,715	6,715	6,715
	実績②	6,638	—	—	—	—
	増減②-①	33	—	—	—	—
認証保育所	計画①	186	186	186	186	186
	実績②	194	—	—	—	—
	増減②-①	8	—	—	—	—

3号(0～2歳) ※保育園等		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量		6,957	6,844	6,748	6,616	6,495
認可保育園 認定こども園	計画①	3,665	3,765	3,765	3,765	3,765
	実績②	3,788	—	—	—	—
	増減②-①	123	—	—	—	—
地域型保育事業	計画①	19	152	266	342	380
	実績②	19	—	—	—	—
	増減②-①	0	—	—	—	—
認証保育所 保育ママ 認定保育室	計画①	1308	1308	1308	1308	1308
	実績②	1273	—	—	—	—
	増減②-①	-35	—	—	—	—

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な行政機関の窓口等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業						
対象	乳幼児の保護者						
事業量		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	目標	か所	7	7	7	7	7
	実績		7	—	—	—	—
備考							

(2)延長保育事業

事業概要	通常の利用時間以外に、認可保育園、小規模保育事業等で保育を実施する事業						
対象	保育認定を受けた就学前の乳幼児						
事業量		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	目標	か所	82	93	99	103	105
		人(利用数/月)	2,053	2,266	2,380	2,456	2,494
	実績	か所	82	—	—	—	—
人(利用数/月)		2,695	—	—	—	—	
備考		延長保育の実施は各園の判断					

(3)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業						
対象	就学前の乳幼児及びその保護者						
事業量		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	目標	か所	20	20	20	20	20
	実績		20	—	—	—	—
備考							

(4)一時預かり事業(認可保育園等)

事業概要		主に昼間において、認可保育園やその他の場所で乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業						
対象		一時的に保育が必要な乳幼児						
事業量			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	認可保育園	目標	人 (延利用数)	9,310	9,800	10,290	10,780	11,270
	ファミリー・サポート・センター事業			5,490	5,590	5,680	5,770	5,860
	計			14,800	15,390	15,970	16,550	17,130
	認可保育園	実績		5,459	—	—	—	—
	ファミリー・サポート・センター事業			6,416	—	—	—	—
計	11,875			0	0	0	0	
備考		利用率:51.8% ファミリー・サポート・センター事業は就学前児童に限る						

(5)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要		児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と当該援助を行うことを希望する協力会員との連絡、調整を行う事業						
対象		乳幼児や小学生						
事業量			単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	就学前児童	目標	人 (延利用数)	5,490	5,590	5,680	5,770	5,860
	就学後児童			3,730	3,800	3,860	3,920	3,980
	計			9,220	9,390	9,540	9,690	9,840
	就学前児童	実績		6,416	—	—	—	—
	就学後児童			4,631	—	—	—	—
計	11,047			—	—	—	—	
備考		就学前児童の延利用数は(4)一時預かり事業のファミリー・サポート・センター事業の再掲						

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要		保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業					
対象		0歳～12歳(小学生以下)					
事業量		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	目標	か所	2	2	2	2	2
		人 (延利用数)	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	実績	か所	2	—	—	—	—
		人 (延利用数)	334	—	—	—	—
備考		利用率:30.5%					

(7)病児保育事業

事業概要		病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業					
対象		生後6か月～小学校3年生までの医師の許可がある子ども					
事業量		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
	目標	か所	5	6	6	6	6
		人 (延利用数)	4,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	実績	か所	5	—	—	—	—
		人 (延利用数)	1,679	—	—	—	—
備考		利用率:40.4%					

(8)学童クラブ事業

事業概要		放課後や学校休業日に遊びや学び、多くの人とのふれあいを通じて豊かな心を育む健全育成事業					
対象		保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生					
事業量	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	目標	か所	全区立小学校で実施				
		人(登録者数)	希望者は全員受入れ可能				
	実績	か所	全区立小学校で実施	—	—	—	—
人(登録者数)		希望者は全員受入れ可能	—	—	—	—	
備考		江戸川区すくすくスクール事業条例に基づき、全区立小学校で実施					

(9)妊婦健康診査

事業概要		妊娠中の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する定期的な健康診査(14回分)及び超音波検査(1回)の検査費用の一部を助成						
対象		妊娠している女性						
事業量	単位		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	健康診査	目標	回(延利用数)	70,797	69,906	68,747	67,332	66,685
		実績	回(延利用数)	64,287	—	—	—	—
	超音波検査	目標	人(利用数)	4,055	4,004	3,938	3,857	3,820
実績		人(利用数)	4,395	—	—	—	—	
備考								

(10) 新生児訪問・地域子育て見守り事業

事業概要		助産師や保健師、地域の子育てボランティアである子育て見守り員が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業						
対象		生後4 か月までの乳児のいる家庭						
事業量	新生児訪問		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			目標	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	地域子育て見守り事業		実績	2,728	—	—	—	—
			目標	2,803	2,730	2,635	2,519	2,466
備考		保健師訪問を除く						

(11) 養育支援訪問事業

事業概要		養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭の適切な養育を支援する事業						
対象		養育支援が特に必要な家庭						
事業量	目標		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
			人	40	50	60	60	60
	実績		(利用数)	19	—	—	—	—
備考		申請に基づいて提供するサービスではなく、関係機関からの連絡を受けて必要性を検討して実施する事業						

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。
(検討規定等)
 - 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
 - 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
 - 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。